

# 重要事項説明書

訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この重要事項説明書は事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	地方公共団体（都道府県）
代表者氏名	熊谷 俊人
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	千葉県千葉市中央区市場町 1-1 TEL: 043-223-2110
法人設立年月日	昭和 48 年 6 月 15 日

## 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションさわら
介護保険指定 事業所番号	1265290044
事業所所在地 連絡先	千葉県香取市佐原イ 2214-1 TEL:0478-54-0478 FAX:0478-52-6105
管理者名	成毛 美由起
事業所の通常の 事業の実施地域	香取市

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護者等が居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保健・医療・福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援する。また、円滑な事業運営に努め、在宅ケアの推進を図る。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

平日・土曜日・日曜日	8:30から17:15
休業日	祝日・年末年始（12/29から1/3 緊急時は随時対応）
24時間緊急時体制	休日及び時間外は、携帯電話への連絡となります

(4) 事業所の職員体制

区分	資格	常勤 (人)	非常勤 (人)	職務内容	計(人)
管理者	看護師	1		訪問看護、管理業務	1
訪問看護師	看護師	17		訪問看護業務	17
看護補助			1	訪問看護補助	1
事務職員			2	訪問看護事務	2

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の内容	<p>健康状態の観察、健康相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・血圧、体温、脈拍、呼吸の測定</li> <li>・病状の観察と相談</li> <li>・心の健康相談など</li> </ul> <p>日常生活の看護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体清潔のケア（清拭、洗髪など）</li> <li>・療養環境の整備</li> <li>・体位変換、関節などの運動</li> <li>・精神、心理的な看護</li> <li>・生活リズムの取り方</li> <li>・事故防止ケア、服薬ケア</li> <li>・認知症の介護相談</li> </ul> <p>介護相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病状、介護、日常生活に関する相談</li> <li>・介護及び家族の精神的支援</li> <li>・医療、福祉サービスの紹介など</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄のケア</li> <li>・床ずれ予防及び手当</li> <li>・在宅リハビリテーション看護</li> <li>・日常生活動作の訓練（食事、排泄）</li> <li>・不安な精神心理状態のケア</li> <li>・社会生活への復帰援助</li> <li>・認知症の看護</li> <li>・悪化防止、事故防止の相談など</li> </ul>

## (2) その他

サービス提供の際のトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、利用者又は家族の金銭の取り扱いや書類の預かりなどはいたしかねます。
- ② 看護師等に対する金銭や物品、飲食物などの授受は、ご遠慮させていただきます。
- ③ 利用者の居宅での飲食もご遠慮させていただきます。
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（当該利用者又は他の利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）は行いません。
- ⑤ ペットはゲージへ入れる、リードにつなぐ等、ご配慮いただきますようお願いいたします。
- ⑥ 適切な訪問看護の提供を確保するため、職場において行われるハラスメントや、利用者・家族からのハラスメントにより、看護師等の就業環境が害される事を防止するための措置を講じています。職員への暴言・暴力・セクシャルハラスメントなどにより、サービスの中断や契約を解除する場合がございます。
- ⑦ 訪問看護師は、利用者の状況に応じて緊急対応を行うことがあるため、計画された日時に変更が生じる場合があります。
- ⑧ 夜間帯等に緊急訪問する際、職員は事業所以外からの出勤となるため、現場到着までの所要時間が遅延することがあります。

## (3) 利用料金

別添の訪問看護料金表に基づく

## 4 サービスの内容に関する相談・苦情・ハラスメントについて

苦情処理の体制及び手順

- (1) 提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情、ハラスメントについて、受けつけるための窓口を設置します。
- (2) 相談及び苦情、ハラスメントについて、円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

相談・苦情・ハラスメントについて申し立ての窓口

事業所の窓口	事業所：訪問看護ステーションさわら
	電話番号：0478-54-0478 F A X 番号：0478-52-6105 受付時間：8：30から17：15（月曜日から金曜日） （祝日及び年末年始を除く）
担当者	管理者：成毛美由起

その他 ・香取市高齢者福祉課 電話番号：0478-50-1208  
・千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係  
電話番号：043-254-7420

## 5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：成毛 美由起
-------------	------------

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置しています。

⑥虐待の防止の為の指針を作成しています。

⑦サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 6 秘密の保持と個人情報の保護について

1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後も、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
2) 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 7 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供により緊急事態や事故が発生した場合は、速やかに当該利用者のご家族に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

### I 緊急度・治療の必要度を判断する

- ① 生命の危機(意識なし、呼吸なしなど)
- ② 即、入院治療が必要な状態
- ③ 往診・外来受診による検査・治療が必要な状態
- ④ 経過観察でよい場合
  - ・判断が難しい時は、主治医または連携医師または管理者に相談

### II 主治医などに報告

- ・主治医または連携医師と管理者に連絡・状況説明
- ・医師の指示を受ける

### III 利用者への必要な対応を行う

- ①入院手配
- ②外来受診の手配
  - ・入院・外来受診先の指示受け
  - ・移送手段の選択
  - ・必要物品の準備
  - ・(必要時)同乗・同行

### IV その後の連絡・対応を行う

事故発生時の対応方法について

利用者に対し、訪問看護提供中に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等へ迅速に連絡、連携を図り必要な措置を講じます。

また、利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 8 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 9 居宅介護支援事業者等との連携

訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 10 サービス提供の記録

- 1) 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日と内容を記録し、その控えを利用者に交付します。
- 2) 当該利用者又は他の利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その内容と時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 3) 訪問看護の記録は、完結の日から5年間保存します。

## 11 衛生管理等について

事業所において、感染症の発生や蔓延がないように、次に掲げる処置を講じます。

- 1) 感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催すると共にその結果について職員に周知徹底していきます。
- 2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を準備しています。
- 3) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修や訓練を行います。
- 4) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 12 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や災害の発生時において、利用者に訪問看護の提供を継続するために、業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って訪問看護を実施します。
- 2) 職員に対し、業務継続計画の周知と必要な研修及び訓練を行います。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

附則 この規定は平成28年7月1日から施行する

平成30年10月1日改定

令和 3年4月1日改定

令和 6年5月1日改定

# 訪問看護重要事項説明書

訪問看護ステーションさわら

令和 年 月 日

私は重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意しこれを受領しました。

利用者	住所	〒 _____ _____ _____
	氏名	_____ 印
代理人	住所	〒 _____ _____ _____
	氏名	続柄 ( ) _____ 印

事業者  事業所	名称	千葉県 千葉県立佐原病院 印
	所在地	〒287-0003 千葉県香取市佐原イ2214-1
	名称	訪問看護ステーションさわら
	管理者	成毛 美由起
重要事項説明者		

# 緊急時訪問看護利用申込書

訪問看護ステーションさわら

令和 年 月 日

訪問看護ステーションさわら

代表者氏名:千葉県立佐原病院長 殿

緊急時訪問を、必要に応じて依頼したいので、申込みいたします。		
利用者	住所	〒 _____ _____ _____
	氏名	_____ 印
代理人	住所	〒 _____ _____ _____
	氏名	続柄 ( ) _____ 印
利用期間	契約で定める期間	

# 個人情報使用同意書

訪問看護ステーションさわら

私及び家族の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意致します。

## 1 使用目的

私及び家族の個人情報は、居宅サービス担当者会議・介護支援専門員・行政と事業者との連絡調整等において必要な場合は、使用することに同意します。

## 2 条件

情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

訪問看護ステーションさわら

代表者氏名:千葉県立佐原病院長 殿

令和 年 月 日

利用者	住所	〒 _____ _____ _____
	氏名	_____ 印
代理人	住所	〒 _____ _____ _____
	氏名	続柄 ( ) _____ 印
利用期間	契約で定める期間	

訪問看護利用料金(医療保険)訪問看護ステーションさわら

サービス内容	算定項目	料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護基本療養費〔Ⅲ〕	外泊中	8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	月の初日機能強化型3	8,700円	870円	1,740円	2,610円
	2日目以降 イ	3,000円	300円	600円	900円
夜間早朝訪問看護加算	夜間(18-22時)・早朝(6時-8時)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	深夜(22-6時)	4,200円	420円	840円	1,260円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500円	450円	900円	1,350円
	他の看護師等	3,000円	300円	600円	900円
	1日1回	3,000円	300円	600円	900円
	1日2回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	1日3回以上	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
乳幼児加算	厚生労働大臣が定める者	1,800円	180円	360円	540円
	それ以外	1,300円	130円	260円	390円
緊急訪問看護加算	月14日目迄	2,650円	265円	530円	795円
	月15日以降	2,000円	200円	400円	600円
24時間対応体制加算 イ		6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算	特別管理加算〔Ⅰ〕	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算〔Ⅱ〕	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	90分迄	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間(別8表)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導管理加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		780円	78円	156円	234円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18		500円	50円	100円	150円
訪問看護情報提供療養費〔Ⅰ〕	市町村、都道府県等	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費〔Ⅱ〕	学校	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費〔Ⅲ〕	保険医療機関	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
永眠時のケア(交通費含む)		11,000円			
寝間着(浴衣)		1,925円			
交通費	片道1*以上10*まで	550円			
	10*を超え1*増毎	55円			
キャンセル料	前日までの場合(午後3時まで通知)	無料			
	当日の場合	サービス利用料金の100%			

(精)訪問看護利用料金(医療保険)訪問看護ステーションさわら

サービス内容	算定項目	料金	1割負担	2割負担	3割負担	
(精)訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕	週3日まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
(精)訪問看護基本療養費〔Ⅳ〕	外泊中	入院中	8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	月の初日機能強化型3		8,700円	870円	1,740円	2,610円
	2日目以降 イ		3,000円	300円	600円	900円
(精)複数回訪問加算	1日2回		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上		8,000円	800円	1,600円	2,400円
長時間精神科訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
(精)複数名訪問看護加算	看護師等		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回		9,000円	900円	1,800円	2,700円
	1日3回以上		14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
緊急訪問看護加算	月14日目迄		2,650円	265円	530円	795円
	月15日以降		2,000円	200円	400円	600円
24時間対応体制加算 イ			6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算	特別管理加算〔Ⅰ〕		5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算〔Ⅱ〕		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算			8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	90分迄		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間(別8表)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導管理加算			3,000円	300円	600円	900円
精神科重症患者支援管理加算	(精)在宅患者支援管理料2のイ		8,400円	840円	1,680円	2,520円
	(精)在宅患者支援管理料3のロ		5,800円	580円	1,160円	1,740円
在宅患者緊急等カンファレンス加算			2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算			2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)			780円	78円	156円	234円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18			500円	50円	100円	150円
訪問看護情報提供療養費〔Ⅰ〕	市町村、都道府県等		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費〔Ⅱ〕	学校		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費〔Ⅲ〕	保険医療機関		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
永眠時のケア(交通費含む)			11,000円			
寝間着(浴衣)			1,925円			
交通費	片道1*。以上10*。まで		550円			
	10*。を超え1*。増毎		55円			
キャンセル料	前日までの場合(午後3時まで通知)		無料			
	当日の場合		サービス利用料金の100%			